

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ
一

号 外 (七) 平 成 二 十 四 年 十 一 月 一 日

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号の二

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部の次に次のように加える。

リニア推進事務所	88			現場業務に従事する職員
	長くつ	作業服(上・下)	夏・冬 各一着	管理調整業務に従事する職員を除く。
	一着	防寒服	一着	
	一足		三年	
			三年	

別表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「88」を「89」に改め、同表流域浄水事務所の部中「89」を「90」に、「90」を「91」に改め、同表建築事務所の部中「91」を「92」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十四年十一月一日

平成二十四年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社